

特別養護老人ホーム オレンジタウン笠寺 重要事項説明書

あなたに対するユニット型指定介護老人福祉施設サービス提供開始にあたり、厚生省令第 39 号第 4 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 善常会
法人所在地	名古屋市南区前浜通 2 丁目 1 番地の 2
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 岡田 温
電話番号	052-811-5585

2 ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム オレンジタウン笠寺
施設の所在地	名古屋市南区前浜通 2 丁目 1 番地の 2
施設長名	瀬川 美香
電話番号	052-811-5585
ファクシミリ番号	052-811-5685

3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		名古屋市長から指定を受けている		利用定数
		指定年月日	指定番号	
施設	ユニット型介護老人福祉施設	平成 28 年 4 月 1 日	2371202694	80 名
居宅	短期入所生活介護 (介護予防短期入所生活介護)	平成 28 年 4 月 1 日	2371202678	10 名
	通所介護	平成 28 年 4 月 1 日	2371202686	30 名
	予防専門型通所サービス	平成 28 年 6 月 1 日	23A1200212	

4 事業の目的と運営の方針

(1) 事業の目的

ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活の復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援します。

(2) 運営の方針

- ① 地域に根ざし、地域包括ケアシステムの一端を担う
重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後までつづけることができるよう、地域社会と連携して町づくりに参画していく。
- ② ICF モデルの視点に立ったケアの提供
利用者の生活歴や生活機能の把握に努め、「している“活動”」の向上を目指し、結果として「その方らしい生活」を提供していく。

5 施設の概要

(1) 敷地および建物

敷地		2,113.98 m ²
建物	構造	鉄骨造 6 階建（耐火建築）
	延べ床面積	4,302.95 m ² （PH 階等含）
	利用定員	80 名

(2) 居室及び主な設備

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1 人部屋）	80 室	トイレはユニット毎に 3 ヶ所
共同生活室	8 室	1 ユニット 1 室
洗面設備	80 室	居室ごとに設置
浴室	8 室	一般浴 5 ヶ所、機械浴 3 ヶ所
医務室	1 室	

6 職員体制（主たる職員）

令和 6 年 4 月 1 日現在

職種	常勤		非常勤		常勤換算後の員数	備考
	専従	兼務	専従	兼務		
施設長		1			1	短期入所、通所介護の管理者と兼務
生活相談員		2			1.5	介護支援専門員と兼務 短期入所の生活相談員と兼務
介護職員	34		2		35.7	
看護職員	4		3		6.8	
機能訓練指導員	2				2	
介護支援専門員		2			1.5	生活相談員と兼務
管理栄養士		1		1	1.7	短期入所、通所の栄養士と兼務
歯科衛生士			1			
医師			1			短期入所の医師と兼務

7 職員の勤務体制

職種	勤務体制	休暇
施設長	勤務時間帯（ 9：00～18：00 ）	1 ヶ月に 9 日
生活相談員	勤務時間帯（ 9：00～18：00 ）	1 ヶ月に 9 日
介護職員	・早出（ 7：00～16：00 ）・日勤（ 9：30～18：30 ） ・遅出（12：00～21：00 ）・夜勤（16：00～翌 10：00 ）	1 ヶ月に 9 日
看護職員	・日勤（ 9：00～18：00 ）・夜勤（16：00～翌 10：00 ）	1 ヶ月に 9 日
機能訓練指導員	勤務時間帯（ 9：00～18：00 ）	1 ヶ月に 9 日
介護支援専門員	生活相談員が兼務	1 ヶ月に 9 日
管理栄養士	勤務時間帯（ 9：00～18：00 ）	1 ヶ月に 9 日
歯科衛生士	週 2 日 勤務時間帯（11：00～16：30）	
医師	週 1 日（木曜日） 9：00～11：00	

8 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
食事の提供	・管理栄養士の立てる献立表により、栄養と入居者の身体状況に配慮したバラエティーに富んだ食事を提供します。 ・入居者の希望にあわせて、できる限り自立して食事を摂ることができるよう入居者の生活習慣を尊重した適切な時間・方法で提供します。 (食事時間)朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～
排せつの介助	・入居者の状況に応じて適切な排せつ介助を行うと共に、排せつの自立についても適切な援助を行います。また、おむつ使用者についても排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えます。
入浴の提供	・年間を通じて身体の清潔を維持し快適な生活を営むことができるよう個人の希望にあわせて入浴の機会を提供します。 ・寝たきり等で座位のとれない方は、機械式浴槽を用いての入浴も可能です。
離床、 着替え、整容等	・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 ・シーツ交換は、週1回実施します。
機能訓練	・機能訓練指導員による入居者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するようつとめます。
健康管理	・嘱託医師により、週1回診察日を設けて健康管理に努めます。 ・緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。 ・入居者が協力医療機関以外の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできるだけ配慮します。 (当施設の嘱託医師) 氏 名:笠井 大嗣(医療法人笠寺病院) 診療科:内科 診察日:木曜日
相談及び援助	・当施設は、入居者及びそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。(相談窓口)生活相談員
社会生活上の便宜 の供与	・必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、年間行事、レクリエーションを企画します。 ・行事、レクリエーション等に要した費用は、実費頂戴いたします。 ・行政機関に対する手続きが必要な場合には、入居者及びご家族の状況を鑑み、必要に応じて代行申請を行います。

(2) 介護保険給付外サービス

種 別	内 容
理髪・美容	・毎月2回 訪問美容、訪問理髪のサービスをご利用いただけます。
日常生活品の購入 代行	・入居者及びご家族が自ら購入が困難である場合は、施設の購入代行サービスをご利用いただけます。
金銭管理	・実費の支払い代行(医療費の支払い等)自らの手による金銭管理が困難な場合は、金銭管理サービスをご利用いただけます。詳細は、次のとおりです。 ・管理する金銭の形態 施設の指定する金融機関に預けている預金(上限を5万円とします) 保管管理者:施設長が責任をもって管理します。 出 納 方 法:「預り金管理規程」のとおり。 ・保管管理 責任者は施設長とします。また担当者は事務員とします。

	・その他文書及び金銭管理費に含まれるもの 介護保険者証、健康保険証、医療受給者証などの保管 請求書、領収書など、文書の郵送費
--	--

9 利用料

(1) 法定給付

区 分	利 用 料
法定代理受領の場合	介護報酬の告示上の額 施設介護サービス費（居住費、食費、日常生活費に要する費用を除く）の介護報酬の告示上の額に利用者負担割合証に記載された割合を乗じた額
法定代理受領でない場合	介護報酬の告示上の額 施設介護サービス費の基準額に同じ

(2) 法定外給付

区 分	利 用 料
食費	1 日 1,445 円（＊）
居住費	1 日 2,066 円（＊） 居室料及び光熱水費相当額をご負担いただきます。

（＊）負担限度額認定証をお持ちの方は、証に定められた金額をご負担いただきます。

(3) 入居者の選定により提供するもの

区 分	利 用 料
特別な食事	要した費用の実費
理容・美容費	要した費用の実費
金銭管理費	預かり額に応じて 1 月 500 円または 1 月 3,000 円
電気代	実費
日常生活に要する費用で 本人に負担いただくことが 適当であるもの	・日常生活品の購入代金 ・レクリエーション費用、クラブ活動費用 ・その他、本人の趣味嗜好にかかわるもの

詳細は別紙「利用料のご案内」をご参照ください。

10 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合には、ご契約者の希望により、別記の医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、別記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、別記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

11 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 笠寺病院
院長名	春日井 貴雄
所在地	名古屋市南区松池町 3-19
電話番号	052-811-1151
診療科	内科、消化器内科、内視鏡内科、呼吸器内科、老年科、糖尿病内科、代謝内科、内分泌内科、神経内科、循環器内科、外科、消化器外科、整形外科、皮膚科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科
入院設備	病床数 128 床
救急指定の有無	有

医療機関の名称	社会医療法人宏潤会 大同病院
院長名	野々垣 浩二
所在地	名古屋市南区白水町 9 番地
電話番号	052-611-6261
診療科	総合内科、血液・化学療法内科、糖尿病・内分泌内科、腫瘍内科、循環器内科、呼吸器内科、消化器内科、神経内科、腎臓内科、精神科、膠原病・リウマチ内科、外科、脳神経外科、整形外科、麻酔科、小児科、産婦人科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、歯科口腔外科、緩和ケア内科、リハビリテーション科、救急センター
入院設備	病床数 404 床
救急指定の有無	有

12 協力歯科医療機関

名称	医療法人 あさの歯科
院長名	浅野 正敬
所在地	名古屋市南区豊 2 丁目 3409
電話番号	052-698-1482

13 緊急時の対応

入居者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医または協力医療機関に連絡を取り、必要な治療が受けられるようにするとともに、予め届けられた家族等の連絡先に連絡します。

14 非常災害時の対策

非常時の対応	特別養護老人ホームオレンジタウン笠寺消防計画に則り対応します。			
平常時の訓練等	別途定める「特別養護老人ホームオレンジタウン笠寺消防計画」に則り、年 2 回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入居者の方も参加して実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	非常通報装置	あり
	避難階段	2 個所	漏電火災報知機	あり
	自動火災報知機	あり	非常用電源	あり
	誘導灯	72 個所		
	ガス漏れ報知機	あり		
	カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防署への届出日：平成 28 年 5 月 12 日 防火管理者：瀬川 美香			

15 業務継続計画（BCP）の策定

感染症や非常災害の発生において、早期の業務再開を図るため計画を策定し、必要な措置を講じます。また職員に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。

定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じ業務継続計画の変更をします。

16 第三者評価の実施状況

当施設では、第三者によるサービス評価は実施しておりません。なお名古屋市が名介研と共催する名古屋市介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価事業に参画しております。

17 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届出てください。 来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。 面会時間 10:00～19:30（但し、土日祝日は10:00～17:30）
外出・外泊	外泊・外出の際は各フロアステーションにて外泊・外出届を記載し、ご提出ください。
嘱託医師以外の医療機関への受診	入居者が協力医療機関以外の医療機関を受診する場合の介添えは身元引受人等にご協力をお願いします。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫煙・飲酒	喫煙・飲酒は決められた場所以外ではお断りします。
カスタマーハラスメント	・職員に対する暴言、暴力、嫌がらせ、セクシャルハラスメント、誹謗中傷等の迷惑行為 ・職員の写真、動画撮影及び録音を無断で行う行為、また無断でSNS等に掲載する行為 これらにより健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、契約書第9条4項に基づき契約を解除する場合があります。
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないようにしてください。
現金貴重品等所持品の管理	紛失につきましては事業所として責任は負いかねますので、持込はご遠慮ください。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

18 事故発生時の対応

施設は、入居者に対して施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・入居者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。また、施設は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償をすることとします。

19 虐待の防止について

施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- ② 施設における虐待の防止のための指針を整備します。
- ③ 施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施します。

④ 虐待防止に関する担当者：瀬川 美香（施設長）

20 苦情等申立先

当施設の相談窓口	○窓口担当者：光田 尚史（生活相談員） ○解決責任者：瀬川 美香（施設長） ご利用時間 毎日午前 9：00～午後 6：00 ご利用方法 電話（052-811-5585）FAX（052-811-5685） 書面、来所 ご意見箱 1 階ロビーに常時設置 ○第三者委員：福祉サービス苦情相談センター （名古屋市社会福祉協議会） 電話（052-910-7976）FAX（052-910-7977）
公的機関	○国民健康保険団体連合会 介護保険室 電話 （052） 971-4165 ○名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 電話 （052） 959-2592

